

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～ 令和 4年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に短時間勤務制度を利用しやすい環境を作る。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 就業規則の見直し。
- 令和 3年 7月～ 制度の導入、社内掲示などによる従業員への周知

目標2：子の看護休暇の有給化を導入および制度の拡充（いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）を図り、取得しやすい環境を整える

<対策>

- 令和 2年 4月～ 育児・介護休業等に関する規則の見直し。
- 令和 3年 4月～ 制度の導入、社内掲示などによる従業員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 6日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 3年 1月～ 各自の取得状況を周知し、取得を促進する
- 令和 4年 1月～ 社内掲示などでキャンペーンを行う

昭和運送興業株式会社
代表取締役 安田憲史